

# 事業所ごみの処理方法について



## 事業系廃棄物とは

事業所の事業活動に伴って発生するごみは、『産業廃棄物』と『事業系一般廃棄物』に分類されます。

事業者とは、工場、商店、飲食店など営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、教育施設、NPO 法人、宗教法人、農業、漁業なども該当します。

### ・産業廃棄物

事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃プラスチック類、ゴム、金属など 20 種類の廃棄物

### ・事業系一般廃棄物

事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外の廃棄物

## 事業者の責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条第 1 項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定められています。

### 事業系廃棄物は家庭ごみの収集場所に出すことができません！

適正に処理しなかった場合、不法投棄になり 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、またはこれの併科（法人は 3 億円以下の罰金）が科されます。

※廃棄物処理法第 25 条、32 条による

## 事業系一般廃棄物の処理について

事業系一般廃棄物は、自らごみ処理施設に直接搬入するか、市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集運搬を委託してください。



### 産業廃棄物に関するお問い合わせ

八戸環境管理事務所 電話：0178-27-5111（代表）

### 事業系一般廃棄物に関するお問い合わせ

十和田地域広域事務組合 施設係 電話：0176-28-2654